

社会保険診療報酬支払基金法施行規則の一部を改正する省令（概要）

厚生労働省保険局保険課

1. 概要

- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）第7条による社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号。以下「基金法」という。）第26条の改正に伴い、社会保険診療報酬支払基金法施行規則（昭和23年厚生省令第34号。以下「基金則」という。）第13条が新設され、社会保険診療報酬支払基金における事務の執行に要する費用の算定に当たり、医療機関等が提出する診療報酬請求書の数に加えて、当該診療報酬請求書の審査の内容を基準とすることとされた。

- この点について、診療報酬請求書の数に加えて、当該診療報酬請求書の審査の内容を基準とするタイミングについては調整中であったため、基金則附則第2条において、当分の間、診療報酬請求書の数のみを基準とする経過措置を設けたが、今般、当該経過措置を廃止するもの。

2. 改正内容

基金則附則第2条を削除するもの。

3. 根拠条文

基金法第26条

4. 施行期日等

公布日　：令和4年3月31日

施行期日：令和4年4月1日